

令和 4 年度化学物質調査の結果について

県、国並びにダイオキシン類対策特別措置法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は、ダイオキシン類の実態を把握する調査を行いました。

また、県は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づく排出量と有害性を考慮して選定した化学物質の実態を把握する調査を行いました。

1 調査結果の概要

(1) ダイオキシン類常時監視等の結果

ア 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視を実施しました。

○ 大気関係

- ・ 23 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。
- ・ 年平均値は、環境基準に比べて低いレベルで推移しています。（図 1）

○ 公共用水域（水質及び底質）関係

- ・ 水質は、河川及び海域の 44 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。
- ・ 河川（水質）の年平均値は、環境基準に比べて低いレベルで推移しています。（図 2）
- ・ 底質は、河川及び海域の 31 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

○ 土壌関係

- ・ 25 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

○ 地下水関係

- ・ 23 地点で測定を行った結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 汚染状況確認調査

県は、過去の調査で、水質環境基準値を超えた地点及び水質環境基準値の 1/2 を超えた地点において、汚染状況を確認するための調査を引き続き実施しました。

○ 目久尻川調査結果

- ・ 平成 12 年度の調査において、目久尻川宮山大橋の水質が環境基準値を超えたことから、目久尻川に流入する水を継続的に調査しています。
- ・ 令和 4 年度は、最も濃度が高い夏季に調査を行った結果、水質環境基準値を超えていましたが、長期的には低下傾向にあります。

○ 重点監視調査結果

- ・ 過去の調査で環境基準値の 1/2 を超えた地点については、年間平均値が環境基準値の 1/2 を長期間安定して下回っていたことから、令和 4 年度以降重点監視調査としての調査を廃止し、常時監視調査に移行しました。

(2) 化学物質環境モニタリング調査の結果

○ 水域関係

- ・ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C_n=12～15)等8物質について、県内の10河川で水質調査、2河川で底質調査を実施した結果、評価基準値(水道水質基準値等)が設定されている物質については、**いずれも評価基準値を下回っていました。**

2 今後の取組み

(1) 調査結果の県民等への情報提供

- ダイオキシン類常時監視等については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視のほか、過去に汚染のあった地域等について、汚染状況確認調査を継続して実施します。
- 化学物質環境モニタリング調査については、排出量と有害性等を考慮して選定した物質について、水域環境調査を実施します。
- これらの調査結果について、県民等へ分かりやすい情報提供に努めます。

(2) ダイオキシン類及び化学物質対策

- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対する規制、指導を引き続き行います。
- 化学物質については、化管法及び県・市で定める条例^{注)}に基づき、事業者が実施する化学物質の適正な管理、排出量の削減等の自主的な取組を促進します。

注) 横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

【図表】

※ ダイオキシン類の調査結果は、毒性等量（TEQ）（単位としては「-TEQ」）として表示しています。これは、各異性体の実測濃度に毒性等価係数（TEF）を乗じ、それらを合計したものです。

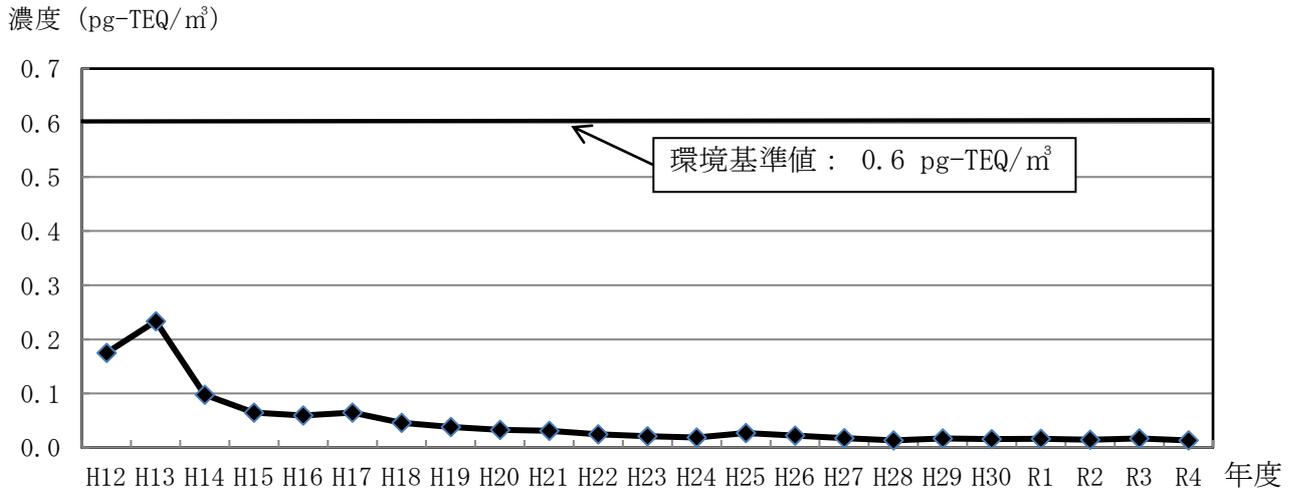


図1 大気関係の常時監視結果（年平均値）の経年推移

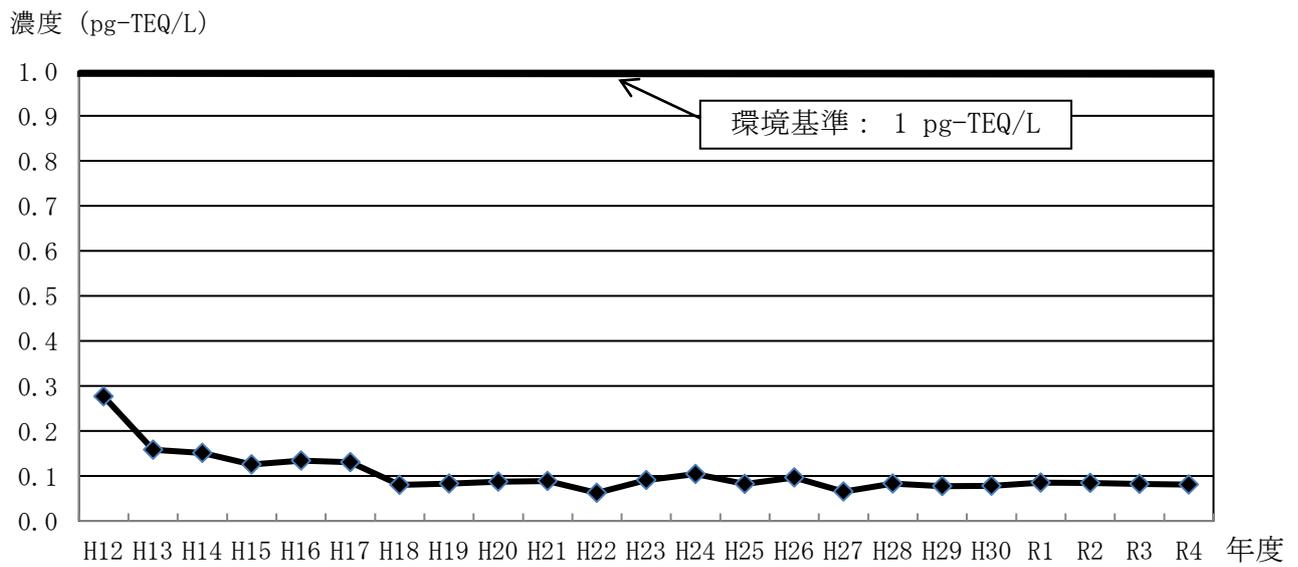


図2 河川（水質）の環境基準点における調査結果の推移（年平均値）